

会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事低入札価格調査取扱要領

(平成17年 3月30日決裁)

(平成18年 8月31日決裁)

(平成19年 2月28日決裁)

(平成19年10月10日決裁)

(平成20年 1月29日決裁)

(平成21年 7月27日決裁)

(平成23年 4月 1日決裁)

(令和 3年 3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項及び第167条の13の規定による契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合における落札者の決定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 この要領は、制限付一般競争入札及び指名競争入札により工事請負契約を締結しようとする場合において、その予定価格が130万円を超える契約について適用する。

(調査基準価格)

第3条 契約権者(会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則(平成20年会広整組規則第4号)第2条第10号に定めるものをいう。)は、前条に規定する対象工事に係る請負契約を競争入札に付そうとするときは、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を定めるものとする。

2 前項の調査基準価格は、予定価格算出の基礎とした仕様書、設計図書等に基づき、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までを乗じた額の範囲内で、契約ごとに定めるものとする。

(失格基準価格)

第3条の2 契約権者は、調査基準価格を下回る額での入札があった場合には、当該調査基準価格を下回る額で入札を行った者のうち、第6条の調査を行わず、当該入札者を落札者とししないものとする基準の価格(以下「失格基準価格」という。)を定めるものとする。

2 失格基準価格は、契約ごとに定めるものとし、その算定方法については別に定める。

(調査基準価格算定基礎数値等の公表)

第4条 契約権者は、調査基準価格の算定の基礎となる数値並びに調査基準価格及び失格

基準価格の算定方法（次項において「調査基準価格算定基礎数値等」という。）について、制限付一般競争入札に付す場合には入札公告日から、指名競争入札に付す場合には指名通知日から公表する。

2 公表は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 制限付一般競争入札に付す工事

財務規則第115条に基づく公告に調査基準価格算定基礎数値等を記載し、会津若松地方広域市町村圏整備組合公告式条例（昭和47年会広整組条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場へ掲示する。

(2) 指名競争入札に付す工事

入札通知書に調査基準価格算定基礎数値等を記載することにより公表する。

3 契約権者は、調査基準価格及び失格基準価格の額を入札執行日の翌日から公表するものとする。

（調査基準価格を下回る価格による入札）

第5条 契約権者は、競争入札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低の価格（失格基準価格の額以上の価格のものに限る。以下「最低入札価格」という。）が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該最低入札価格の入札をした者（入札参加資格を有していると認められた者に限る。以下「最低価格入札者」という。）により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を実施し、これを判断するものとする。

（調査の実施）

第6条 契約権者は、前条に定める調査を行うに当たり、会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務・資材等の量及びそれらの調達等に関する事項とその適否、特別な理由により市場価格より低い価格で労務・資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否並びにその他必要と認められる事項について調査を行わせるものとする。

（調査委員会の組織）

第7条 調査委員会は、対象工事が事務局所管の場合にあつては事務局次長（事務局次長が置かれていない場合においては総務課長）、消防本部所管の場合にあつては消防本部次長（消防本部次長が置かれていない場合においては消防本部総務課長）を長とし、次の表に規定する者で構成するものとする。

工事の所管	構 成 員
事務局	積算担当課長、積算担当係長、積算担当者
消防本部	積算担当課長、積算担当グループリーダー、積算担当者

- 2 事務局次長（事務局次長が置かれていない場合においては総務課長）又は消防本部次長（消防本部次長が置かれていない場合においては消防本部総務課長）は、必要に応じて、構成員以外の者に調査を依頼し、意見を求めることができる。

（落札者の決定）

第8条 契約権者は、調査の結果を踏まえ、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは、落札者とししないものとする。

- 2 前項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合において、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、契約権者は、当該次順位価格の入札者（入札参加資格を有していると認められた者に限る。）を落札者と決定するものとする。

- 3 前項に規定する場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る入札であったときには、当該次順位価格につき第5条から前条まで及び前2項の規定を準用する。

（調査結果の概要の公表）

第9条 工事契約担当課長は、落札決定後、遅滞なく調査結果の概要を公表するものとする。ただし、公表することにより調査対象者に著しい不利益を与える内容又は契約の履行及び他の競争入札の執行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、この限りでない。

- 2 公表の方法は、工事契約担当課において公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。
- 3 公表期間は、契約締結日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る契約から適用する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成18年9月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う工事に係る契約から適用する。

（適用区分）

- 2 この要領の施行の日前に契約した会津地区広域事業組合発注の工事に係る公表については、会津地区広域事業組合低入札価格調査取扱要領（平成16年3月31日決裁）の規定の例によるものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 改正後の会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事低入札価格調査取扱要領の規定は、施行日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る契約から適用し、施行日前に入札公告及び指名通知を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う工事に係る契約から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年1月29日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事低入札価格調査取扱要領の規定は、施行日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る契約から適用し、施行日前に入札公告及び指名通知を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年7月27日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事低入札価格調査取扱要領の規定は、施行日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る契約から適用し、施行日前に入札公告及び指名通知を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事低入札価格調査取扱要領の規定は、令和3年4月1日以後に入札公告又は指名通知を行う工事から適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った工事については、なお従前の例による。